

熊本県営笠振発電所他 2 発電所の電力売却先選定に係る
公募型プロポーザルに関する質問への回答

	質問内容	回 答	回答日
1	・実施要領 5 プロポーザルの実施手続 本店所在地が東京都の場合、提出書類（ク）の「都道府県税について未納がないことの証明書」は納税（課税）証明書のうち「法人住民税」と「法人事業税」の提出で問題ないでしょうか。その場合、提出対象は直近事業年度分で問題ないでしょうか。	・前段について 法人住民税と法人事業税で問題ありません。 ・後段について 直近事業年度分で問題ありません。	10/14
2	・提出書類について 提出書類における（キ）と（ク）の要件が求める書類は、納税証明書（その 3）を提出することで、要件を満たすことが可能でしょうか。※弊社は熊本県に支社がなく、本社が〇〇にあり、支社が〇〇に一つあるのみです。	税務署が発行する納税証明書（その 3）では、（ク）熊本県の県税（法人住民税及び法人事業税）について未納がないことの証明書の要件を満たすことはできません。 熊本県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税（法人住民税及び法人事業税）について未納がないことの証明書を提出してください。	10/14
3	提出書類（コ）、（サ）については、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）様式 2 等の提出で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	10/14
4	提出書類（エ）については、写でも問題ないでしょうか。	写ではなく発行から 3 ヶ月以内の原本が必要です。	10/14
5	提出書類（キ）については、税務署長の印がある納税証明書の写でも問題ございませんでしょうか。	未納の税額がないことの証明がなされている納税証明書が必要です。写ではなく発行から 3 ヶ月以内の原本が必要です。	10/14
6	提出書類（ク）については、県税事務所長の印がある納税証明書の写でも問題ございませんでしょうか。	写でも問題ありません。	10/14

7	・実施要領 6 審査方法等 買取単価とは基本料金を除いた従量料金から目標供給電力量を割り返した単価という理解でお間違いないでしょうか。それとも、従量料金（電力量料金）に基本料金を加えた値を目標供給電力量で割り返した単価でしょうか。	基本料金を設定しない提案については、1kWh あたりの買取単価を指し、基本料金を設定する提案については、基本料金に加えてお支払いいただく、1kWh あたりの買取単価を指します。	10/14
8	2部料金制を選択する場合、提案書の契約単価欄に記載する金額は、基本料金を除いた単価と基本料金を含んだ単価を記載すればいいのでしょうか。	基本料金を除いた単価を記載してください。	10/14
9	・実施要領 6 審査方法等 買取単価に記載されている“高さ”とは何を意味していますでしょうか。 基本料金を除いた従量料金から目標供給電力量を割り返した単価でしょうか。基本料金と従量料金（電力量料金）の合算から目標供給電力量を割り返した基本料金を含む単価のことでしょうか。	基本料金を設定しない提案については、提案書に記載していただいた契約単価による高さをさします。 これに対し、基本料金を設定する提案については、以下の計算式で補正した単価による高さを指します。 {（基本料金＋従量料金単価×目標供給電力量）÷目標供給電力量}（3年間合計）	10/14
10	・実施要領 6 審査方法等 買取単価に記載の基準単価 11.00 円/kWh は税抜でお間違いないでしょうか。	税抜きで間違いありません。	10/14
11	・基準単価について 実施要領の6 審査方法等、(5) 失格事項のウにて「買取単価が熊本県企業局が設定した基準単価（11.00 円/kWh）を下回る提案である場合」とあります。九州エリアにおいて直近の市場単価が下がってきておりますが、基準単価がどのように設定されているのかご教示いただけますでしょうか。	現在の売電単価や3発電所の発電原価の水準などを総合的に考慮して設定しています。	10/14

12	・基本料金について 一般的に発電所の売電において基本料金を設定されないことが多いかと思いますが、算出方法についてどのように想定されていますでしょうか。	基本料金の算出方法については、各提案者においてご提案ください。	10/14
13	・発電側課金について 仕様書の4 その他、(7) 発電側課金にて「実際の発電側課金の負担分が、契約内容から大きく乖離した場合には、国が示すガイドライン等に基づき、別途協議するものとする。」とありますが、例えばすべての発電所において発電がなく買受人から支払う電力量料金が発生せずに発電側課金のみ発生した場合は該当しますでしょうか。 ほか、想定している事例があればご教示いただけますでしょうか。	・前段について 買受人から支払う電力量料金が発生しなかった場合でも、発電側課金については買受人にご負担いただく仕様としているため、別途協議には該当しません。 ・後段について あくまで一例であり、これに限られるものではありませんが、制度が大幅に見直されたような場合は該当する可能性があると考えています。	10/14
14	料金の支払いに関して、検針日の翌月 15 日までに納入通知書発行いただいたのち、同月末日までに支払うこと、とありますが、支払い日の後ろ倒しについてご協議頂くことは可能でしょうか？（請求を受けた日から1 か月後等）もしくは納入通知書を検針日の翌月初めにいただくことは可能でしょうか？	プロポーザル選定後にご相談いただければ協議可能です。	10/14
15	・その他 売電量の30 分値データを1 年分提供いただくことは可能でしょうか。	当局では30 分値データを持ち合わせていません。	10/14
16	・発電見込みの通知について 仕様書の2 電力の売却及び契約対象となる発電所、(7) 発電見込みの通知にて「企業局は、原則として、毎日の発電予想電力（以下「発電パターン」という。）を前日（10時頃）までに通	3 発電所はいずれも流込式の発電所であり、出力の調整が困難であることや、従前の取り扱いを踏まえ、仕様書のとおり前日10時頃でお願いします。	10/14

	知する。」とありますが、あらかじめ週間単位で30分値をいただくことは可能でしょうか。 難しい場合、前々日までに発電パターンをいただくことは可能でしょうか。		
17	・発電見込みの通知について② 月間（週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）、年間（月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	3発電所はいずれも流込式の発電所であり、出力の調整が困難であることや、従前の取り扱いを踏まえ、仕様書のとおり前日10時頃でお願いします。	10/14
18	翌日の発電パターンを前日午前10時頃まで通知となっておりますが、翌々日の発電パターンも同じタイミングで頂けるでしょうか。	3発電所はいずれも流込式の発電所であり、出力の調整が困難であることや、従前の取り扱いを踏まえ、仕様書のとおり前日10時頃でお願いします。	10/14
19	・電力量料金の支払いについて 仕様書の3 電力量料金、(2) 電力量料金の支払いにて「企業局は(1)により算定された電力量料金を検針日の翌月15日までに、納入期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は同月末日の納入期限までに企業局へ支払うものとする。」とありますが、プロポーザル選定後に納入通知書のサンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	プロポーザル選定後の納入通知書のサンプルの提供は可能です。	10/14
20	買受人としては、本件に係る総支払額として、県企業局さまへの①買取代金（提案価格分）と一般送配電事業者への③発電側課金の合計となるとの理解でお間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。	10/14
21	・環境価値について 仕様書の4 その他、(6) 環境価値にて「本契約には、非化石	原則としてはお見込みのとおりですが、詳細についてはプロポーザル選定後に協議させていただければ	10/14

	価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。」とありますが、買受人が非化石価値取引市場にてアグリゲーターとしての資格を有する場合は買受人が非化石価値認定手続き等を行う認識で問題ないでしょうか。	と思います。	
22	・環境価値について② 各発電所について、設備認定 ID は発番されていますでしょうか。 発番されている場合、ご教示いただくことは可能でしょうか。 発番されていない場合は非化石価値取引市場にて電源登録が必要となりますが、その際に必要資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	設備認定 ID は付与されていますが、プロポーザル選定後にご相談ください。	10/14
23	・電力の地産地消について 対象地域を熊本県だけではなく、九州エリア全域までに拡大することは可能でしょうか。 また、現在地産地消で供給している需要家さまがいらっしゃる場合、新たに締結する買受人に対して供給契約の引継ぎ、もしくは切り替えに向けてご紹介いただくことは可能でしょうか。	・前段について 今回の事業は、本県内でのエネルギーの地産地消を図ることを目的としているため、対象地域を九州エリア全域に拡大することはできません。 ・後段について 当局では需要家への小売りを行っておりません。	10/14
24	・契約解除について 契約書の第 13 条、(11) にて「前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項で定める契約条件に違反したとき又は遵守できないと判明したとき。」とあり、また第 12 条では電気の販売計画の提出および毎月の販売実績について報告する旨記載がありますが、提案した計画に対して実績が十分でなかった場合に契約解除となることはありますでしょうか。 その場合の基準、例えば発電所からの購入電力量に対しての	・第 1 段落及び第 2 段落について 具体的な基準は設定していませんが、特別な理由もなく計画と実績が大きく乖離している場合には、契約解除対象となることがあります。 ・第 3 段落について 当局では、これまで九州内に本店が所在する 1 事業者への売電実績しかありませんが、当該事業者との契約を契約違反を理由に解除した事例はありませ	10/14

	割合など設定されていたらご教示いただけますでしょうか。 また現在、過去において同様の電力受給契約を締結されている場合、契約解除となった事例はありますか。	ん。	
25	・託送供給等約款について 弊社から一般送配電事業者へ発電量調整供給申し込みを行う際に、一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関わる項目に発電者として遵守することを承諾していただく必要がございます。 そのため、契約書に「託送供給等約款を発電者として順守する」という文言を追記いただけますでしょうか。	プロポーザル選定後にご相談ください。	10/14
26	・過去の落札について 過去実施された公募における落札概要について、開示いただくことは可能でしょうか。詳細内容といたしましては、年度は過去2，3年分（可能な範囲）、契約期間、その期間の予定販売電力量、契約単価（二部料金制の場合は基本料金と従量料金）になります。	当局では、過去に公募型プロポーザルや一般競争入札で、売電先を公募したことはありません。	10/14
27	・予定売電電力量について 契約書（案）の別表1の予定売電電力量は、仕様書の別表3の発電所の休止期間を考慮した値でしょうか。	仕様書の別表3の発電所の休止期間を考慮した値です。	10/14
28	熊本県の入札参加資格に関して、「営業種目：物品、第1分類：電力・燃料等、第2分類：電力」に関する資格審査結果通知書を受領していれば、提出書類(エ)～(ク)の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	10/14
29	① 販売実績の報告時期は決まっておりますでしょうか。	翌月中にご報告いただくことを想定していますが、	10/14

		プロポーザル選定後にご相談いただければ協議可能です。	
30	①販売実績の対象は熊本県内に販売した電気の販売実績という理解でよろしいでしょうか。	熊本県外に販売した実績も含まれます。	10/14
31	熊本県企業局会計規程第95条第5項(3)において、「過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」契約保証金が免除になる旨、記載がありますが、契約を誠実に履行したことを証するために、契約候補者が提出する書類ならびに、「種類及び規模」に関して、具体例はございますでしょうか。	種類については、国又は地方公共団体が電力を売却する契約を想定しています。 規模については、年間6,000,000kWh以上の契約を想定しています。	10/14
32	プレゼンテーションにおいて、プレゼンテーションソフトウェア等の使用は認めないとの記載がありますが、パソコンの使用ならびに資料の投影等も認められず、提出した提案書(書面)のみで説明するという理解でよろしいでしょうか。	実施要領ではプレゼンテーションソフトウェア等の使用は認めないこととしていましたが、所要の機材を確保できたため、当局で用意した大型ディスプレイにHDMIケーブルでパソコンを接続し、資料を投影することを可能とします。	10/14
33	評価項目「県内での地域貢献に資する提案」について、熊本県の観光や物産の熊本県外者へのPR等も評価の視点として記載されておりますが、一見、電力供給とは関係のない側面からも熊本県への地域貢献策を提案する必要があるということでしょうか。	ご質問の箇所については、あくまで一例として掲載したものであるため、電力供給とは関係のない側面からの地域貢献策を提案する必要があるというものではありません。	10/14
34	発電量の自動検針機能は付いていますでしょうか？契約書案及び仕様書において計量は買受人が毎月月末に実施となっておりますが、当社発電BGに帰属する場合、計量日は翌月1日となる	プロポーザル選定後にご相談いただければ協議可能です。	10/14

	認識です。月末計量の場合、当社にて実施できない可能性がございますが、計量日を翌月 1 日とさせて頂くことは可能でしょうか？その場合、ご請求スケジュールは、計量日当月の 15 日までのご請求となりますでしょうか？		
35	本件においては、3 発電所の容量価値も含めて買受人側に帰属するという認識でお間違いないでしょうか？	3 発電所は容量市場に参加していません。	10/14
36	過去に「計画停止以外の停止（緊急）」が発生したことはございますか？また発生した場合、どの程度復旧に期間を要したでしょうか？	例えば、長いものでは令和 2 年 7 月豪雨で被災した発電所については、1 年以上にわたり発電を停止した事例があります。この他、短いものでは数日から数か月間停止した事例もあります。	10/14
37	環境価値（非化石証書）の発行手続きは買受人側で行うものと認識しておりますが認識相違ないでしょうか？	原則としてはお見込みのとおりですが、詳細についてはプロポーザル選定後に協議させていただければと思います。なお、買受人が非化石価値取引市場においてアグリゲーターとしての資格を有しない場合はこの限りではありません。	10/14
38	年度毎の実施計画や月次での実績報告の様式や報告方法についてご指定はございますか？（面談もしくは資料提出のみ等）	様式については、プロポーザル選定後にご相談いただければ協議可能です。報告方法については、資料提出のみで考えております。	10/14
39	地域貢献活動は、グループ会社または電力販売の取次店が実施しているものも含めてご提案する形で問題ないでしょうか？また地域貢献活動は電力分野に関わらないものでも良いのでしょうか？	グループ会社や取次店が実施するものは含みませんが、電力分野に関わらないものでも構いません。	10/14
40	・その他 当該発電所は容量市場に参加していますでしょうか。また仮に参加していた場合、本公募では基本料金を設定することがで	容量市場には参加していません。	10/14

	きるため、容量市場収入は買受人に帰属するという理解でお間違いないでしょうか。		
--	--	--	--